

平成 30 年 1 月 23 日
自動車局自動車情報課
自動車局整備課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

～OSSのより一層の利用拡大に向けて～

自動車ユーザーの申請負担の軽減等を目的に推進している自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)のより一層の利用拡大を図るため、OSSによる申請と従来の紙による申請の申請手数料を区分し、それぞれの事務処理に要する経費を踏まえた額とするための手数料の改定を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

自動車の検査・登録手続きについては、従来、運輸支局等の窓口において必要書類を提出して申請が行われていたところ、ユーザーの負担軽減等の観点から、オンラインでの申請を可能とするワンストップサービス(OSS)が導入され、平成 17 年の新車新規登録・検査を皮切りに、順次その対象手続を拡大しています。

これらの手続の手数料の額については、従来、OSSによるものと従来の紙によるものと同一となっておりましたが、OSSの利用促進と実費を勘案し、負担の公平性の観点から、既に一定のOSS申請の実績のある新規登録・検査及び継続検査に係る手数料について見直すこととします。

2. 概要

		登録		検査		合計	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
新車新規 検査登録	非OSS	700円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円
	OSS		500円		1,000円		1,500円
継続検査 (※)	非OSS			1,100円	1,200円	1,100円	1,200円
	OSS				1,000円		1,000円

※ 継続検査については、1年(平成 31 年 3 月 31 日まで)の経過措置として、必要書面の一部(保安基準適合証)を電子化した場合には現行の1,100円のまま料金を据え置きます。

※※今般の改定は登録自動車のみが対象です。検査対象の軽自動車、二輪の小型自動車に係る検査手数料に変更はございません。

3. スケジュール

公 布：平成 30 年 1 月 26 日(金)
施 行：平成 30 年 4 月 1 日(日)

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 須賀・木坂 整備課 加野島・伊堂寺
電話：03-5253-8111(内線 42102, 42119) 直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639